

閣
第
一八六号

起案
令和三年九月十七日

決定
令和三年九月二十日

施行
令和三年九月二十日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官
内閣法制局長官

五

内閣總務官

五

麻生 国務大臣

田村 国務大臣

岸 国務大臣

坂本 国務大臣

武田 国務大臣

野上 国務大臣

井上 国務大臣

西村 国務大臣

上川 国務大臣

梶山 国務大臣

棚橋 国務大臣

平井 国務大臣

茂木 国務大臣

赤羽 国務大臣

加藤 国務大臣

平沢 国務大臣

萩生田 国務大臣

小泉 国務大臣

河野 国務大臣

丸川 国務大臣

右閣議に供します。

臨時国会召集要求書に關し、衆・參兩院議長等へ通知することについて

案（一）

令和三年 月 日

内閣総理大臣

衆議院議長宛て

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る十月四日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

なお、本年七月十六日衆院発第二三号をもつて送付のあつた臨時国会召集要
求書に対しては、本日、貴院議員安住 淳君外百三十五名の代表者安住 淳君、
穀田恵二君、古川元久君、照屋寛徳君宛て別紙書面を送付しましたので、お含
みおき願います。

案（二）

令和三年 月 日

内閣總理大臣

参議院議長宛て

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る十月四日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

案（三）

令和三年 月 日

内閣官房長官

衆議院議員 安住 淳

衆議院議員 穀田 恵二

衆議院議員 古川 元久

衆議院議員 照屋 寛徳

宛て（連名）

さきに、貴殿方を代表とする安住 淳君外百三十五名の方々から衆議院議長を経由して内閣総理大臣宛て臨時国会の召集要求書の提出がありました。政府は、来る十月四日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、御

了承願います。

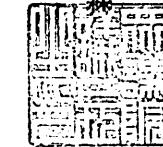


今十六日、本院議員安住淳君外百三十五名より臨時国会召集要求書が提出されたので
これを送付いたします。

令和三年七月十六日

衆議院議長

大島理森



内閣總理大臣 菅 義偉 殿

衆 議 院

衆議院事務総長

岡田憲治



臨時国会召集要求書

安倍前内閣同様、菅内閣は、新型コロナウイルス感染症への対応で失策を重ね続けている。

昨年一月、わが国で初めて感染者が確認されたが、本格的な対策を検討し始めるまでに一ヶ月間もの貴重な時間を空費するなど、初動対応を完全に誤った。その後も「アベノマスク」や「G.O.T.O.キャンペーン」に象徴される的外れ、非科学的、後手後手、支離滅裂、朝令暮改の対応に終始、緊急事態宣言とその解除を何度も繰り返す事態に陥った。この結果、多くの国民が、十分な補償もないままに生活、事業などあらゆる面で不自由を強いられ、生活に困窮し、事業継続を断念する事態に追い込まれた。このような中、政府与党は、われわれの会期延長の申し入れを黙殺し、通常国会を開会した。その後発覚したのが、政府が、酒の提供を続ける飲食店について、金融機関による働きかけや酒類販売業者への取引停止を要請するという、どさくさ紛れの不当な行政指導である。政府が自ら、優越的地位を濫用した圧力行使を呼びかけるのは、法治国家としての根幹をも揺るがす暴挙と言うほかない。

そして今、国民の不安をよそに、東京二〇二〇オリンピック競技大会の開催が強行されようとしている。すでに各方面から、大会の新型コロナウイルス感染症対策には大きな不備があるとの指摘があり、このまま開催が強行されれば、重大な結果を招きかねない。

新型コロナウイルス感染症に対し、国民が一丸となつて立ち向かっていくためには、国権の最高機関である国会を召集し、国民の英知を結集させるしかない。加えて、各地で頻発する豪雨災害に対応するためにも、臨時国会の早期召集は不可欠である。

よってここに、日本国憲法第五十三条に基づき、立憲民主党、日本共産党、国民党及び社会民主党は、衆議院議員百三十六名の連名により、速やかに臨時国会を召集するよう強く求める。菅内閣は、憲法五十三条に基づく臨時国会召集について、「内閣には合理的期間内に召集する法的義務がある」との最近の判決も重く受け止め、責任ある対応を取られたい。

令和三年七月十六日

安住淳外百三十五名

代表者

安住

達

穀田 恵二

古川 元久

照屋 寛徳

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

10:00

中浅 宮塙赤 吉山山森松牧福畏中寺尚下櫻近黒川海岡大小稻荒安
山野 川嶺 田花内田原 田谷村 木条 藤岩内江田串川富井住
成 鐵政 義川喜田鍊 田
彬哲 徹也賢 統郁康俊 昭嘉四 太み 和宇博万克博淳修
彦夫一 和仁夫夫一郎学郎つ周也洋史里也志也二聰淳

西井 本田笠 笠山山森道松古原長照武白重近玄菅柿岡大小今伊阿
岡上 村村井 本岡山下尾本口尾屋内石徳藤葉 沢本熊井藤久
秀一 伸貴 和仲 光直 津
子徳 子昭亮 浩嘉達浩大明 一秀寛則洋和昭一 未き 慎雅俊幸
史子丸行樹弘郎博樹徳男一彦一郎人途子敦司人輔彦

古岸 高穂 早柚山矢綠松堀日長中津末階佐源吉金岡大小生池阿
川本 橋田 稲木川上川木越吉妻 川村松 々馬良子本西沢方田部
千 百 田
元周 鶴恵 夕道合雅貴 二啓雄 正啓義 隆太州患充健一幸眞知
久平 子二 幸義子義士う仁太昭春介規猛博郎司美功介郎夫紀子

前萬 畑志 渡横山谷宮松本平西中辻関篠佐小城神奥逢尾江石背
原井 野位 边光崎田川田多野村島元藤宮野坂辻田川柳
誠崇 君和 克 健原山井谷總か陽
司志 枝夫 平博奈克清一 公泰 一誠な憲香一
周彦誠元伸功直文美仁美郎豪治子崇裕郎二子司織郎

山玉 藤清 吉山屋村松馬広野中手田篠斎後菊亀落岡大枝泉齊
尾木 野水 川井良上平淵田谷塚嶋原木藤田井合島河野山
志雄 保忠 真亞 原健
桜一 史史 和朝史浩澄 佳一仁 武祐紀紀賀一雅幸大
里郎 忠好一夫一彦馬雄要孝志一子子之正子男太人

◎ 参照条文

○ 日本国憲法（抄）

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いづれかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

○ 国会法（抄）

第三条 臨時会の召集の決定を要求するには、いづれかの議院の總議員の四分の一以上の議員が連名で、議長を経由して内閣に要求書を提出しなければならない。